

10/10 (水) ~ 11/10 (土)

# 全面通行止

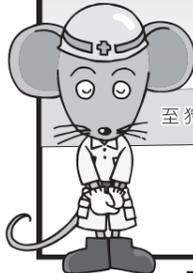
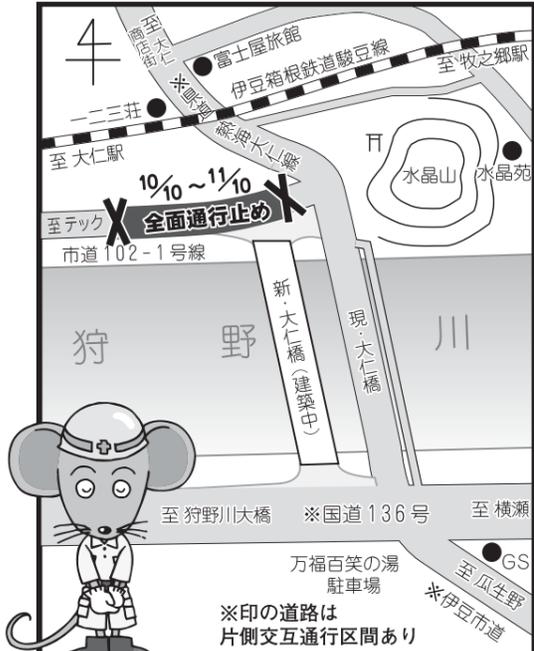
大仁橋改修工事に伴い、10月10日(水)から、下記の道路が全面通行止めになります。近隣の皆さんには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。また、交通規制による渋滞が予想されますので、迂回にご協力をお願いします。

工事箇所 市道大102 1号線

規制内容 終日全面通行止め

規制期間 10月10日(水) ~ 11月10日(土)

その他 工事箇所周辺の国道136号・伊豆市道・県道熱海大仁線でも規制(片側交互通行)区間あり



工事に関する問合せ  
 (発注者) 県沼津土木事務所工事2課  
 電話 055 920 2218  
 (施工者) 土屋建設株式会社  
 電話 0558 76 1288

\* なんてSF商法って呼ぶの？  
 「新製品普及会」という業者が初めて行ったため、その頭文字からSF商法と呼ばれています。

## SF商法 (催眠商法)

### タダにつられて会場に入ったが最後…

SF商法(催眠商法)は、高齢の女性や昼間家にいる主婦などが特に狙われやすい商法です。空き店舗の一部、民家の一室やガレージなどを借りて、閉鎖的な空間で商品説明会を行います。初めは、チラシやくじ引き、景品などで通行人を誘い、会場に集まった人に日用品などを無料やタダ同然で配ります。そして、巧みな話術で雰囲気盛り上げて会場にいる人を興奮させ、冷静な判断力を失わせてから高価な商品を買わせます。消費者は雰囲気酔った状態で購入しているのに、家に帰って冷静になってみると「価格が高すぎる」「本当は欲しくなかったのに」などと後悔することになります。また、臨時的に設置された会場での販売のため、業者の所在がはっきりせず、連絡が取れなくなるというトラブルも起こりがちです。

**被害に遭わないために…**  
 ・会場に入るとなかなか抜けられませぬ。安易に行くのはやめましょう。  
 ・会場に行ってしまったら雰囲気のまま、必要なものは断りましょう。  
 ・「今日だけ」「今だけ」「特別に」という言葉に惑わされず、本当に必要かよく考えましょう。  
 ・タダより高いものはありません。  
 ・近所同士で会場へ行かないよう注意しあったり、不審な業者には簡単に自宅の部屋やガレージなどを貸し出さないことも、被害防止に繋がります。

\* 悪質訪問販売その1・その2は、特定商取引に関する法律に違反した業者として、県が事業所名やその手口を公表した業者です。

## 悪質訪問販売 その2

### ハウスクリーニングと偽り高額商品契約!

【事業者の概要】  
 名称 株式会社ブレア  
 代表取締役 柴田宏一  
 所在地 東京都品川区東五反田一丁目九  
 業務内容 電解洗浄水生成器の訪問販売  
 主な手口  
 まず、「お掃除の会社です。キャンペーン中で、三万所千円でお掃除します」と消費者宅に電話をし、ハウスクリーニングのお試しであるかのように言いつつ、訪問の約束を取り付けます。しかし、訪問してもハウスクリーニングについては価格表を渡すだけで、市販洗剤について、体によくない。皮膚から浸透して体内に蓄積するなどと行って不安

を抱かせ、自社の使用している電解洗浄水について「害がない」「他の洗剤は一切不要になる」「温泉と同じ効果がある」と優位性を語ります。そして消費者が電解洗浄水を欲しくなるころ合いを見計らって「電解洗浄水を買ったほうが得だ」と切り出し、「今日契約すれば三十九万六千円」「後では申し込めない」など、当日に限って有利な条件で契約できるかのように言葉巧みに誘導し、販売価格をはっきりと告げないまま、白紙のクレジット契約書にサインをさせます。



# 気をつけて! 悪質訪問販売

## 悪質訪問販売 その1

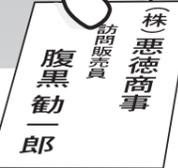
### 価格を告げずに高額布団を契約!

【事業者の概要】  
 名称 株式会社フォレストイン  
 代表取締役 中森勝比呂  
 所在地 静岡市駿河区中島七七九一  
 業務内容 寝具の訪問販売  
 主な手口  
 「あいさつ回りです」「この辺りにちよくちよく寄らせてもらっている者だけ、会ったことあるよね」などとワンルームマンションを訪れ、世間話をしながら言葉巧みに若者の部屋に上がりこみます。そして「見るだけでも構わない」などと

言って布団を持ち込み、「六十年もつ子どもにも使えるよ」「今限定で販売しているのは、柄が入っていないから原価に近い値段で売ることが出来る」などと、不実のことを告げます。価格を尋ねても「月一万円くらいなら払えるよね」などと毎月の支払金額を告げるだけで、最後まで商品の販売価格を告げず、白紙の契約書にサインさせてから、支払い総額やボーナス月の支払金額を書き込みます。また、衛生商品だからなどと、暗にクーリング・オフできないかのように告げます。

悪質な訪問販売や、SF商法による被害が増えています。皆さんも、トラブルにならないように十分ご注意ください。

**消費者相談をご利用ください**  
 市では消費者相談員による相談を行っています。ご利用ください。  
 とき 毎月第一・四日曜日 九時~十五時  
 ところ 伊豆長岡庁舎一階 市民相談室  
 相談日以外でも、市役所観光商工課または県東部県民生活センターで相談を受け付けています。  
 問合せ 観光商工課  
 電話 055(948)1480  
 県東部県民生活センター  
 電話 055(952)2299



クレジット契約をした場合にも同様に、信販会社に「契約を解除すること」を通知します。

通知書

契約年月日 年 月 日  
 商品名 株式会社 営業所 氏  
 契約金額 円  
 販売会社名 氏  
 担当者 氏  
 上記契約は解約します。  
 支払い済みの 円を返金し、商品はお引き取りください。(通知した年月日)  
 (自分の住所・氏名)

郵便はがき

00000000

切手 記録

(事業者住所)  
 (事業者名)  
 代表者様

**もし契約してしまったら…**  
 クーリング・オフ(契約の無条件解約)ができることが記載された書面を受け取った日から法律で定められた期間内であればクーリング・オフができます。  
 クーリング・オフの方法  
 ハガキ配達記録郵便・簡易書留(内容証明郵便など、証拠の残る書面で行います)。「契約を解除する」と明記し、支払い済みの代金の返金、商品の引き取りなどを求めます。  
 ハガキの場合は記入後に裏表コピーをとり、配達記録の控え伝票とともに保管します。  
**事業者への通知例**